

生駒市ごみ有料化等検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般廃棄物の発生抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるための一般廃棄物の有料化等を検討するため、生駒市ごみ有料化等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一般廃棄物の有料化に関すること。
- (2) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体等から選出された者
- (3) 公募による市民その他市長が必要と認める者

3 前項第 3 号に掲げる市民の中から委嘱する委員の選考方法等については、別に定める。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する審議結果を市長に報告し、受理される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(関係者の出席等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見の陳述又は資料の提出を求めることができる。

(報告)

第 8 条 委員会は、第 2 条の規定による審議が終了したときは、その結果を速やかに市長に報告するものとする。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、環境事業課において処理する。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 15 日から施行する。